

神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次世代型太陽電池の早期社会実装への支援を行うため、事業者が実施する実証事業及び普及啓発に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 次世代型太陽電池

国産で今後普及が見込まれる技術を用いており、「薄い、軽い、曲げられる」特長をもったペロブスカイト太陽電池やカルコパイライト太陽電池をいう。

(2) 実証の取組

実証開始時点で商用化されておらず、次世代型太陽電池の特長を活かしているとともに、実用後のイメージ喚起につながる見える化の実証をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象とする事業は、次の要件を満たす補助事業に係る経費とする。なお、国庫支出金等を受けている場合には、その額を控除した額に対して交付するものとする。

(1) 次世代型太陽電池の実証の取組であること。

(2) 「薄い、軽い、曲げられる」といった次世代型太陽電池の特長を活かした実証の取組であること。

(3) 従来のシリコン型太陽電池（ガラス型）の設置が適さない場所等での実証の取組であること。

(4) 県の地域特性等を踏まえ、多くの県民が目に触れ、体感できるような「見える化」の実証の取組であること。

(5) 設置期間は、交付決定日から令和8年3月31日までの間で3か月以上とすること。なお、令和8年4月1日以降の取組については、本事業実施期間中に設備状況や発電状況等を踏まえ、県と申請者で協議のうえ決定する。

(6) 本事業に使用する次世代型太陽電池は、国産かつ申請時点で商用化された製品ではないものを使用すること。

(7) 令和7年度において、本事業以外に、同一内容で、神奈川県の他の委託や補助を受けていないこと。

(補助額の算出方法等)

第4条 補助額は、補助事業の実施に必要な経費であって、別表1に掲げるもののうち、知事が必要かつ適当とみとめるものについて交付する。また、補助額は、次の算出方法等により算出する。

(1) 実証事業に要する経費の3分の2以内の額（上限2,000万円）

(2) 普及啓発に要する経費の10分の10の額（上限200万円）

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(利益等の排除)

第5条 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社調達または財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条に規定する関係会社からの調達がある場合、次のとおり、補助対象経費から利益等相当分の控除を行うものとする。

(1) 補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（間接補助事業者を含み、以下「補助事業者」という。）が以下のア～ウの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

ア 補助事業者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ会社

ウ 補助事業者の関係会社（上記イを除く）

(2) 利益等排除の方法

ア 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費の金額を算出するものとする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 補助事業者の関係会社からの調達の場合（上記イを除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業損益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(申請書の提出期日等)

第6条 補助事業者が、補助金の交付申請をする場合は、神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金交付申請書(第1号様式)に別表2に掲げる書類を添えて、令和7年6月13日までに提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付又は不交付の決定の通知)

第7条 交付又は不交付の決定は補助金の交付を決定したときは、神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金交付決定通知書(第2号様式)または、神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金不交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(暴力団排除)

第8条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあつては、代表者又は役員の中に第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、必要に応じ補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。
ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
 - 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部

又は一部を取り消すことができる。

(交付の条件)

第9条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、補助額に影響を及ぼすことのない変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更の申請等)

第10条 前条第1号及び第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金変更（中止・廃止）承認通知書（第5号様式）により通知するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を精査した上で、変更の場合は、神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(申請の取り下げのできる期間)

第11条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

- 2 前項の規定は、前条の変更の承認の通知について準用する。この場合において、前項中の「交付の決定の通知」とあるのは、「変更の承認の通知」と読み替えるものとする。

(補助事業の実施)

第12条 補助事業者は、規則第4条の規定による交付決定の後に、補助事業に着手しなければならない。また、補助事業の実施期間は、令和8年3月31日までとする。

(近況報告及び調査)

第13条 規則第10条の規定による状況報告は、知事が交付決定事業の実施状況及び

経理状況の報告を求められた補助事業者に対し、神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金実施状況報告書（第 7 号様式）により、提出を求めることができる。

（実績報告）

第 14 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金実績報告書（第 8 号様式）に別表 3 に掲げる書類を添えて、補助事業完了の日から起算して 30 日以内又は翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、期日が休日にあたる時は、その休日の前日をもってその期日とみなす。

2 前項に規定する実績報告は、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

3 知事は実績報告書の内容審査の結果、必要であると認めるときは補助事業者に対して補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問をすることができる。

4 補助事業者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者に関する質問を受けたときは、これに応じなければならない。

5 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、同条第 1 項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び支払い）

第 15 条 規則第 13 条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第 7 条又は第 10 条の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金交付額確定通知書（第 9 号様式）により補助事業者に対し通知するものとする。ただし、第 7 条又は第 10 条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

2 この補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

（決定の取り消し）

第 16 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。

(4) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 17 条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(第 10 号様式)により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類(以下「証拠書類等」という。)は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から 10 年間経過するまで保存しなければならない。

3 補助事業者が法人その他の団体である場合で、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該法人が解散するときは、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

別表 1 補助対象経費（第 4 条関係）

経 費
《実証事業関係費用》 需用費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、その他付帯経費 《普及啓発関係費用》 需用費、役務費、その他付帯経費

別表 2 交付申請時に必要な書類（第 6 条関係）

書 類	備 考
申請書	
事業計画書	
業務実施体制	
事業スケジュール	
会社・団体概要	
見積書	
登記簿謄本	3 か月以内のもの
実証場所のわかる写真等	
その他知事が必要と認める書類	

別表 3 実績報告時に必要な書類（第 14 条関係）

書 類
実績報告書
実証時の発電状況がわかる書類（発電量のデータ等）
補助事業に係る支出を証明する書類の写し
補助事業実施にあたる写真（設置前後・撤去後）
その他知事が必要と認める書類

第1号様式（第6条関係）

神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地 〒

名 称

代表者 職・氏名

令和○年度神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の内容

別添のとおり

2 補助事業等の着手及び完了の予定期日

交付決定日 から 令和 年 月 日まで

3 交付申請額

金 円

（内訳：実証事業に要する経費 円／普及啓発に要する経費 円）

4 添付書類

(1) 事業計画書（様式1～4）

※事業の背景や目的、事業モデル、事業スキーム、各構成企業との関係性等、申請する事業の全体像が確認できること。

※事業のスケジュール、工程、実施予定地、導入する設備やシステム等、本事業の内容が具体的に確認できること。

※「達成目標」及び「達成目標の確認方法」について確認できること。

(2) 法人登記に係る登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（原本、直近3か月以内のもの）

第2号様式（第7条関係）

神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

（申請者）様

神奈川県知事
（公印省略）

年 月 日付けで申請のありました令和○年度神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

- 1 補助金額 円
（内訳：実証事業に要する経費 円／普及啓発に要する経費 円）
- 2 補助条件
 - (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった令和○年度神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業とし、その内容及び補助事業の経費の配分は申請のとおりとします。
 - (2) 補助事業の内容又は補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、経費の20%以内の変更については、この限りではありません。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
 - (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合、若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに報告しその指示を受けなければなりません。
 - (5) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収することがあります。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき
 - イ 補助金等を他の用途に使用したときその他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、規則、交付要綱、公募要領若しくは知事の指示、命令に違反したとき

- ウ 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- エ 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- オ 交付決定後に補助対象外経費であることが判明したとき
- カ 補助事業者が、下記のいずれかに該当する場合
- (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
 - (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (ウ) 法人にあっては、代表者又は役員のうちアに規定する暴力団員に該当する者があるもの
 - (エ) 法人格を持たない団体にあっては、代表者がアに規定する暴力団員に該当するもの
- (6) この補助金は、実績報告書に基づき、精算交付します。
- (7) その他「規則」の定めるところに従うこと。
- 3 この補助金に係る実績報告は、実績報告書に次の書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければなりません。
- (1) 補助事業報告書
 - (2) 経費決算書
 - (3) 収支を証する書類
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 4 規則第17条の規定により、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。
- 5 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、当該事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保管しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に団体を解散させる場合はその権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければなりません。
- 6 名称、代表者、法人番号、住所、事業実施場所を変更したときは、速やかに文書をもって知事に届け出なければなりません。
- 7 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服があるときは、この交付決定通知書を受理した日から10日を経過した日まで申請の取り下げをすることができます。
- 8 規則等の定めにより知事に提出する書類の部数は1部とします。

問合せ先

脱炭素戦略本部室連携グループ ○○

電話 045-285-0787

第3号様式（第7条関係）

神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

（申請者）様

神奈川県知事
（公印省略）

年 月 日付けで申請のありました令和○年度神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金の交付については、交付しないこととしたので通知します。

（ 問合せ先
脱炭素戦略本部室連携グループ ○○
電話 045-285-0787 ）

第4号様式（第10条関係）

神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名

年 月 日付けで交付決定を受けた令和○年度神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金に係る事業内容を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認を受けたく申請します。

1 変更（中止・廃止）の内容

事業の内容	変更（中止・廃止）前	変更（中止・廃止）後

2 変更（中止・廃止）の理由

責任者氏名

連絡先

担当者氏名

連絡先

（事務手続上必要な場合は、補助事業の責任者と担当者の氏名及び連絡先の明記を求める）

第5号様式（第10条関係）

神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金変更（中止・廃止）承認通知書

第 号
年 月 日

（申請者）様

神奈川県知事
（公印省略）

年 月 日付けで交付決定を受けた令和○年度神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金に係る事業内容の変更（中止・廃止）を承認することとしたので通知します。

問合せ先
脱炭素戦略本部室連携グループ ○○
電話 045-285-0787

第6号様式（第10条関係）

神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

（申請者）様

神奈川県知事
（公印省略）

年 月 日付けで申請のありました令和○年度神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額 円
（内訳：実証事業に要する経費 円／普及啓発に要する経費 円）

2 補助条件

<承認>

(1) この補助金変更の対象となる事業の内容及び補助事業の経費の配分は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金変更承認申請書に記載のとおりとします。

<交付の時期>

(2) この変更決定に伴う補助金の交付は、事業実績報告書に基づき、精算交付します。

<取り下げ>

(3) この変更決定の内容又は条件に不服があるときは、この変更決定通知書を受理した日から10日を経過した日まで申請の取り下げをすることができます。

(4) その他の交付条件については、年 月 日付けの交付決定通知書のとおりとします。

（ 問合せ先
脱炭素戦略本部室連携グループ ○○
電話 045-285-0787 ）

第7号様式（第13条関係）

神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金実施状況報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名

年 月 日付けで交付決定を受けた令和○年度神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金に係る補助事業の 年 月 日現在における実施状況を、次のとおり報告します。

1 補助事業の実施状況

2 補助事業の経費の執行状況

責任者氏名

連絡先

担当者氏名

連絡先

（事務手続上必要な場合は、補助事業の責任者と担当者の氏名及び連絡先の明記を求める）

第8号様式（第14条関係）

神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金実績報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名

年 月 日付で交付決定を受けた令和○年度神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金に係る補助事業の実績を、次のとおり報告します。

区 分	金 額
A 交付決定額	
B 補助金確定額	
C 差引額（A－B）	

1 事業実績

着手日	令和 年 月 日
完了日	令和 年 月 日

2 添付書類

- (1) 補助事業に係る支出を証明する書類の写し
- (2) 補助事業実施にあたる写真（設置前・後）
※撤去まで行なった場合は、撤去後の写真も添付すること。
- (3) その他知事が必要と認める書類

責任者氏名 連絡先
担当者氏名 連絡先
(事務手続上必要な場合は、補助事業の責任者と担当者の氏名及び連絡先の明記を求める)

第 9 号様式（第 15 条関係）

神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

（申請者）様

神奈川県知事
（公印省略）

年 月 日付けで申請のありました令和〇年度神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金の交付については、次のとおり補助金交付額を決定したので通知します。

交付確定額 円
（内訳：実証事業に要する経費 円／普及啓発に要する経費 円）

（ 問合せ先
脱炭素戦略本部室連携グループ ○○
電話 045-285-0787 ）

第 10 号様式（第 17 条関係）

令和○年度消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名

年 月 日付けで交付決定を受けた令和○年度神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 補助金の額の確定額 金 円

2 消費税の申告の有無（どちらかを選択） 有 ・ 無

（2で「無」を選択の場合は以下不要）

3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） 一般課税 ・ 簡易課税

（3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要）

4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円

5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円

6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） 金 円

※別紙として積算の内訳を添付すること。

※補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

責任者氏名 連絡先

担当者氏名 連絡先

（事務手続上必要な場合は、補助事業の責任者と担当者の氏名及び連絡先の明記を求める）